

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項の規定により次のように公告します。

下記⑧の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑨の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されません。

平成29年9月11日

記

- ① 商号 株式会社JTBコミュニケーションズ&サポート北海道
- ② 旅行業の業務の範囲 第二種旅行業
- ③ 登録番号 北海道知事登録旅行業第2-219号
- ④ 名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社JTBコミュニケーションズ&サポート北海道
札幌市中央区北一条西六丁目1番地2
代表取締役 黒田秀徳
- ⑤ 主たる営業所の名称及び所在地
本社営業所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル8階
- ⑥ 旅行業の登録年月日 昭和62年2月16日
- ⑦ 登録の抹消年月日 平成29年8月21日
- ⑧ 営業保証金の額 1400万円
- ⑨ 申出書提出先 北海道知事
- ⑩ 掲載者の住所、名称及び代表者の氏名
札幌市中央区北一条西六丁目1番地2
株式会社 JTB コミュニケーションズ&サポート北海道
代表取締役 黒田 秀徳

以上